

浜松市地方卸売市場業務条例 抜粋

- (4) 申請者が、第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (5) 申請者が暴力団であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者が、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。
- (8) 申請者が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。
- (9) 申請者が、附属営業を適確に遂行するために必要な知識経験及び資力信用を有しない者であるとき。
- (10) 申請者が、業務に必要な行政庁の許可を受けていない者であるとき。
- (11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
 - ウ 第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者
 - エ 第59条第1項の規定による前項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
 - オ 暴力団員等
- 3 市長は、第1項の許可の申請をした者が第26条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。
(令2条例21・全改)
(保証金の預託等)
- 第24条 前条第1項の許可を受けた者(以下「附属営業人」という。)は、同項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。
- 2 附属営業人は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。
(令2条例21・全改)
(保証金の額等)
- 第25条 附属営業人が預託しなければならない保証金の額は、当該附属営業人に係る市場使用料及び売場使用料の範囲内において市長が定める額とする。
- 2 前条第1項の保証金については、第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定を準用する。
(令2条例21・追加)
(附属営業の許可の取消し)
- 第26条 市長は、附属営業人が第23条第2項各号(第3号及び第9号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。
- 2 市長は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第1項の許可を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに第23条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
(平20条例79・一部改正、令2条例21・旧第17条繰下・一部改正)
(附属営業の規制等)
- 第27条 市長は、附属営業人の行う業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、附属営業人に対し、その業務について必要な指示等を行うことができる。
(令2条例21・旧第19条繰下・一部改正)
(準用)
- 第28条 附属営業人については、第13条から第15条までの規定を準用する。
(令2条例21・追加)
- 第3章 売買取引及び決済の方法
(売買取引の原則)
- 第29条 取引参加者(法第4条第4項第2号に規定する取引参加者をいう。以下同じ。)は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなければならない。
(令2条例21・全改)
(売買取引の方法)
- 第30条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる食肉の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 牛及び豚の枝肉
 - ア 毎日の卸売予定数量のうち市長が定める割合に相当する部分 せり売又は入札の方法
 - イ ア以外の部分 せり売若しくは入札の方法又は相対取引
 - (2) 前号に掲げる食肉以外の食肉 せり売若しくは入札の方法又は相対取引
 - 2 卸売業者は、前項第1号アに掲げる食肉について、次に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。
 - (1) 災害が発生した場合
 - (2) 入荷が遅延した場合
 - (3) 卸売の相手方が少数である場合
 - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品を卸売する場合
 - (5) 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した食肉の卸売をする場合
 - (6) 第32条第1項ただし書の規定により市場における買受人以外の者に対し、卸売をする場合
 - 3 卸売業者は、第1項第1号イ及び同項第2号に掲げる食肉について、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
 - (1) 市場における食肉の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 市場における食肉に対する需要が一時的に著しく増加した場合
 - 4 市長は、第1項第1号アの市長が定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第60条第1項に規定する浜松市地方卸売市場取引委員会(以下「市場取引委員会」という。)の意見を聴くとともに、その数値を市場内に掲示しなければならない。
 - 5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる食肉について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に周知しなければならない。

(平17条例349・平20条例79・一部改正、令2条例21・旧第20条の2繰下・一部改正)

(差別的取扱いの禁止)
- 第31条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者、買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(令2条例21・全改)

(卸売の相手方の制限)
- 第32条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 次に掲げる特別な事情がある場合であって、市長が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて承認したとき。
 - ア 市場における入荷量が著しく多いため、又は市場に出荷された食肉の品目若しくは品質が買受人にとって特殊であるため残品を生じるおそれのある場合
 - イ 買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合
 - (2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。
 - ア 当該契約において卸売の対象となる食肉の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。
 - イ 卸売業者が、規則で定めるところにより、市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。
 - (3) 卸売業者が、次に掲げる者との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約(食肉の品目、数量の上限及び卸売の実施期間(1月以上1年未満のものに限る。))が定められているものに限る。)に基づき、イに掲げる者に対して卸売をする場合であって、規則で定めるところにより、当該卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けているとき。
 - ア 農林漁業者又は農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会(これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。)
 - イ 生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、食品その他の商品の製造、加工又は販売の事業を行う者
- 2 前項第2号イ又は第3号の承認を受けた卸売業者は、規則で定めるところにより毎月、その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(平17条例349・全改、令2条例21・旧第22条繰下・一部改正)

(市場外にある食肉の卸売の禁止)